

令和7年度 在宅医療提供施設事業費補助金申請者様

交付確定後の事務手続きについて

(お知らせ)

- ・同封の「補助金の交付について（確定）」（令和8年1月27日付け福長第126号-6）にて、補助金の交付確定を通知しました。その他の書類とともに保存をお願いします。
- ・今後の事務手続きについてご案内します。

〆切については、事業者によって
変わるので、お手元の郵送物に
て確認ください

請求書を作成・提出してください。

〆切：令和8年2月10日（火）

要綱上、確定通知を受け取ってから10日以内と期日が定められています

1. 請求書の提出について

- ・〆切まで期間がないため、メールまたはFAXで提出ください。

2. 請求書について

- ・請求書には、同封の確定通知の文書番号を記載する必要があります。
- ・記入例（裏面）を参考に作成をお願いします。
- ・同封したフォーマットか、静岡県庁のホームページ（在宅医療提供体制整備事業）のデータをお使いください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/iryo/1073060/1073068.html>

（静岡県トップページ テーマから探す 健康・福祉 医療 在宅医療 在宅医療提供施設整備事業 4 請求書の提出）

3. 請求書提出後の手続き

（1）補助金の振り込み（県 事業者）

請求書を受け取ってから2週間程度を目安に、交付申請書に掲載いただいた口座へ補助金を振り込みます。

別の口座への振込を希望する場合には、口座登録の手続きを経る必要があるため、手続きを御案内いたします。御相談ください。

（2）消費税仕入控除税額等申告書の提出（事業者 県）

- ・消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合、交付要綱に定める「消費税仕入控除税額等報告書」をご提出いただくこととなっております。
- ・各補助金事業者様におかれましては、消費税確定申告書を税務署に提出された後、上記手続きについてご留意いただきますよう、よろしくお願ひいたします。
- ・作成の依頼、記入用のフォーマット、記入例、必要な書類については、別途通知予定です。

裏面は請求書の記入例です。